

東南アジア知財情報の創成期 90年代を振り返る

S&I International Bangkok Office

代表 井口雅文

アジア特許情報研究会設立10周年記念おめでとうございます。本稿では、今現在機能している東南アジアの知財情報が日本政府が関わりつつ、どのようにコンピュータ化されてきたかを、その創成期に立ち返り、皆様に紹介したい。

1. はじめに

小生が、バンコクに事務所を96年に開設して、22年が経過する。それ以前には、93年から95年までの2年間、国際協力事業団（現在の国際協力機構、JICA）の長期派遣専門家として、日本特許庁から派遣されタイ商務省知的財産局に勤務していた。

丁度、私の滞在時期と重なるが、95年から2000年までの5年間、JICAの技術協力プロジェクトとして工業所有権情報センター（Industrial Property Information Center, IPIG）プロジェクトがタイ商務省知的財産局で、開始され2000年に終了した。

つまり、私は、このプロジェクトを傍らから最初から見続け又は見届け、そしてその後のタイの知財事情の成り行きを見て続けてきた生き証人の一人である。おそらく現地に残った関係者としては、たった一人であろうと思う。そこで、本稿では、このプロジェクトの前後、そして当時の計画とはどのような計画か、どのような環境下にあったのかを、簡単ではあるが、紹介したい。

丁度、タイ商務省に派遣されている時（93-95年）に、あるタイの大学の教授と知り合う機会を得た。先生は、日本の援助について話をした時に、私に見せたいものがあると言って、大学の一角に私を案内した。そこは、講堂とも言えるほどの大会議場で、百台ほどのパソコンが講堂の言わば階段状の聴講席に各席に一台ずつきれいに配置されていた。先生は、「一度も使うことなく古くなってしまった。」と説明された。日本の援助とは、現実的にそのようなものだと言わんばかりであった。つまり時代の最新技術を伴う援助は一瞬にして古びた残骸となってしまうということである。またその反面、最新技術の利用が最も求められている援助でもある。会計検査上の問題があるのかないのかは、この場合は、私は関心がなかった。また、周囲の役人幹部が言っていた箱物援助は避けるべきだとの議論も私には関心がなかった。やはり如何に援助という代物は時を経て生きる援助形態を目指すのか、それが、箱であろうとソフトであろうと、「世代を超えて生きる援助」が我々の至上命題であると私は感じられた。

2. 何故に90年代にタイを手始めにシステム構築援助に挑んだのか。

日本特許庁の電子出願が90年12月に開始され、これを契機に東南アジアに向けて工業所有権行政支援をしようとする動きが、当時通商産業省内で起きたと理解している。

93年2月に当時日本特許庁係長のT君と共に、東南アジア4カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）の知財担当省庁を訪問し、プロジェクトの開始調査を行うよう上司から命じられた。調査の目的は、どの国が日本との協力プロジェクトとして成功できるか、その優先順位を我々の視点で検討するためである。

当時のシステム構築環境は、現代のようなインターネットもなければ、大容量HDも無い、日本特許庁が90年に初めて導入した光ディスクによる大容量蓄積によるシステムしかない。ネットワークといっても最速で64KのISDNの時代である。パソコンOSでもWindows95以前のワークステーションでWindows NTの環境を想像して戴きたい。如何にネットワークを利用した今様のシステム構築が困難かがご理解できると思う。さらに、衛星通信、小型携帯電話なるものは、まだ一般市場に登場していない。私がああの枕形状のモトローラダイナTAC携帯電話をタイで入手したのは、95年頃と記憶する。とすると、その2年前の93年にASEANの国々を調査で廻って見たのである。様々な事象に出会った。例えば、フィリピンの当時の環境では、停電が多く、計画停電が行われており、電源が安定して供給されていない状況で、とてもシステム構築云々という話には程遠い状況であった。インドネシアは、当時特許・著作権・商標総局(GIPR)がタンゲラン（現在は、ジャカルタに再度移転）に新たなビルを構築し移転したばかりで、長閑な水田が広がる世界で、水牛が田んぼで働く姿が印象的であった。丁度、訪問した時は、昼飯時で、庁舎の食堂には、職員だけでなく、そのご家族、孫を連れのおじいさんまでも利用していた。まだまだ何も無いという状況であり、書類整理もできていない状況（現在の状況とも似通っている）にあった。ただ、東ドイツ（89年東西ドイツ統合後に不要となった東ドイツ分の特許資料一式が余ったので、ドイツ政府から送られてきたのである）から送られてきた国際特許分類カードが棚に整然と整理されており、当時情報及び特許審査担当のモクター部長(Mohammad Mochtar)が熱心に説明してくれたのを思い出す。彼が組織の特許情報担当キーマンであったが、我々の訪問直後に、WIPO（ジュネーブ）に転勤してしまい、中核となるキーマンが居なくなったという状況であった。後日談だが、このモクター氏は、WIPOジュネーブ勤務中に急死したとの訃報をその何年か後に聞こえてきた。インドネシア政府の情報政策分野の専門家としては、実に有意な人材を失ったことに

なったのである。マレーシアでは、当時 SILIM（標準工業研究所、<http://www.sirim.my/>）が特許情報を取り扱い、国内消費者省は、出願手続きやそれ以外（商標など）の情報を管轄しており、全く組織とその機能が2分されている状況であった。現在のような MyIPO（マレーシア知財公社、<http://www.myipo.gov.my/en/home/>）のような統一された組織は無かった。これらの国々に比べ、タイでは、91年に特許・商標・意匠・著作権と過去バラバラだった官庁を統一して商務省知的財産局（DIP）となっており、すでに商標システムが構築運用されており、知的財産局の中にシステム担当部署があり、組織的な責任体制がはっきりしたものだった。当時のピパット局長（日本の特許庁長官に相当、すでに故人）は、我々出張者2名を大歓迎して持成してくれた。というわけで、我々は出張からの帰国後に、プロジェクトの優先順位としてタイを第一番目とする報告書を纏め、日本特許庁幹部に帰国報告した。この出張報告直後に、私のタイへの長期専門家派遣の話が決まった。

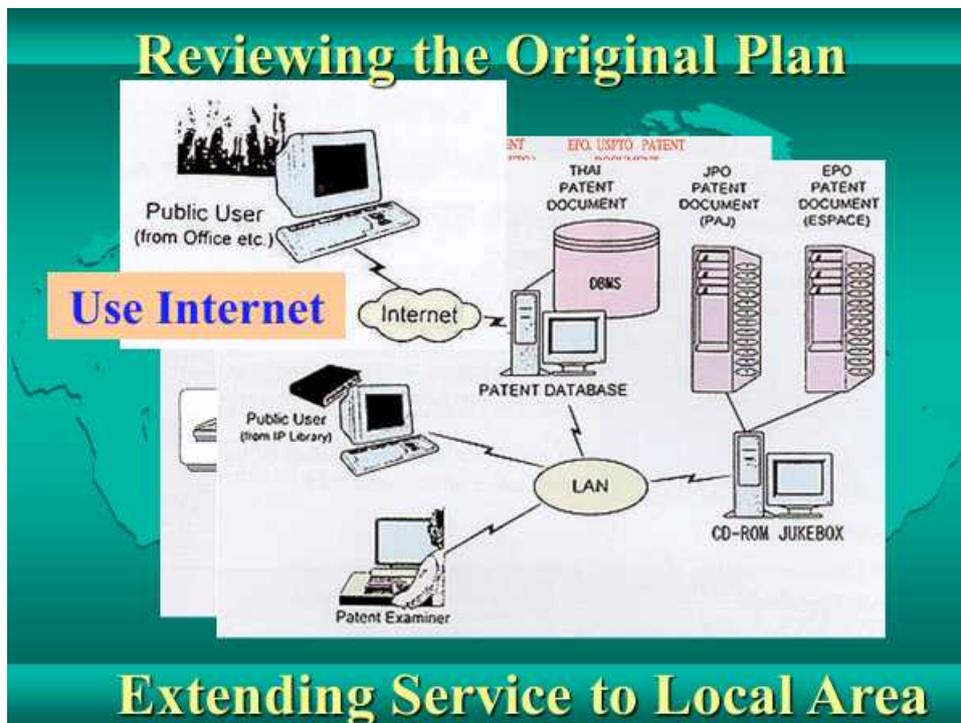
3. 2年間の行政支援協力と工業所有権センタープロジェクト（IPIC）の開始と完成

行政支援の内容については、文末の参考文献を参照して載くとして、ここでは省く。赴任期間2年の最後である95年2月にプロジェクト開始の合意書に JICA 及びタイ知的財産局が調印を行い、本格的に5年間に及ぶ特許情報のコンピュータ化プロジェクトがタイの政府部内で開始されたのである。

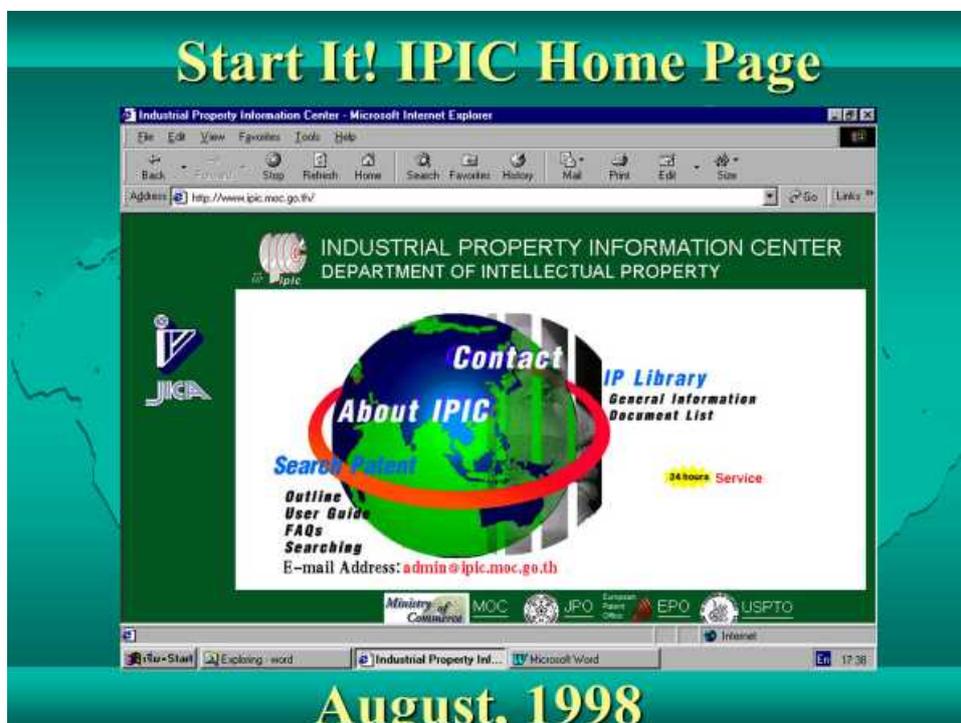
恐らくこのプロジェクトについては、いくつかの論稿があるので、詳細は他の資料に譲るとして、当時の大きな不確定要素として、急速なITの技術進歩が挙げられる。特にインターネットの普及、パソコンの性能進化、蓄積媒体の劇的な変化、光ディスク、ハードディスク、半導体ディスクの進化などである。これを5年間のプロジェクトを通して技術予測しながら突き進むというのは、当時の我々にとっては、至難であり、開発途上の段階で、その環境変化に応じて逐次に変更を強いられたのである。プロジェクトリーダーの橋本虎之助氏、岩崎嘉之氏以下メンバーとして多くの方々のこのような開発時の苦労というのは、恐らく日本特許庁内部で語り継がれていると思う。開発期間の間に、専門家として来訪され数か月の間、出張滞在された方の人数を合わせると、延べ100名を超えるものと思われる。さらに付け加えると、この不確定要因のほかに、99年に行われた商務省ビルの移転（現在のチャオプラヤ河畔の商務省ビル）が加わっている。

2000年6月21日プロジェクトが無事終了し、タイ政府への引き渡し式典がおこなわれ、当時の日本特許庁近藤隆彦長官が参加した。この時使用したプレゼン

資料抜粋からプロジェクト概要を読み取ってほしい。



インターネットを利用した最終形態のシステム概要である。



この検索画面が、当時の検索画面形態であるが、現在では、IP thailand の政府ウェブページ <http://www.ipthailand.go.th/th/home.html>) に画面も改変されて包含されている。

3. プロジェクトその後と、そして将来に向けて

現在、このプロジェクトで構築されたシステムは基本構造及び設計思想のみ受け継がれているが、タイ商務省による運営及び改良が契約先である現地システム開発企業による引き続きその開発及び運用が行われている。JICA の協力援助事業としては、異例とも言える相手政府の業務中核に位置するシステム構築であったが、急速な技術環境の変化の中において、非常な成果を挙げ、今でも二国間の中で語り継がれている歴史的モニュメントである。

最近の動向と、私なりの提言を以下纏めて述べてみたい。

- ① ASEAN 各国の電子化並びに検索機能を把握する以前に、各国政府の情報公開の政策方針について、もっと議論してほしいものである。タイでは、いわゆる包袋の中身はほとんど開示されているものの、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどは、その審査中間書類や補正書、審査官応答書類について完全公開されているとは言い難い。この議論は、政府間で行うべきであり、我々から強く要望したい。
- ② 2018年の春に、タイでは、特許電子出願についての局告示が行われた。毎年マスコミにも登場するのが、「電子出願することで事務効率化が図れる」「バックログ解消の決め手となる」という新聞記事である。しかしながら、もう何年も毎年同様な発表を行っているにも関わらず、全く進展が見られない。原因の一つが、会計制度及びそのシステムにある。銀行振込手続きで出願手続きが可能であるものの、銀行が午後3時過ぎに終了するため、ほとんど利用はできていないし、振り込んでも出願番号が付かないため、利用者にとってメリットが感じられないのである。日本のような出願番号を即座に与えるようなトランザクション処理を導入した方がよいのではないかと思う次第である。さらに、出願人識別番号が無い場合、出願後の方式審査が面倒となっている。特に外国人や外国企業名においては、企業名がタイ語表記となるため、その表記文字列のブレが甚だしくなる。日本でも同様あるが、そのブレの幅が非常に大きい、実にやっかいな問題である。これも出願人識別番号を付与するシステムが絶対に必要だと感じる次第である。
- ③ 昨年6月、及び今年1月にタイ特許法改正案が公表され、意見募集が行われた。情報分野においては、この改正案で公開公報と公告公報が出される旨が、定められている。今まで公開公報だけであったのが、公告公

報が加わることで、タイ知的財産局の事務処理及び情報処理は大きな転換を迎えることになる。つまり、公告情報をどのように編纂するのが注目する処である。公告公報の仕様を単に書誌情報だけとするのか、補正後の情報も取り込んだ公告情報完全版とするのかが実に興味深い。是非とも出願時のデータをタイ政府側で処理して、補正を取り込んだ形の未来に向けた公告公報仕様にしてもらいたいものである。

- ④ システム運用についての公開情報が少ないのが、利用者からみて難点である。政府内部にシステム運用を専門とする担当が少ないか居ないために、いつサーバーの入れ替えを予定するのか、その際、どの検索機能を制限させるのか といった利用者視点からみたサービスが全くないために、検索した結果が検索時によって違う場合があり、正確かどうか判断しかねる場合がある。政府内部の人員配置について再考してほしいものである。
- ⑤ いずれにせよ、政府内部のシステム関係の責任運用体制が、しっかりしていないことが原因で、様々な問題が生じている。これは、タイだけではなく、東南アジア諸国全体に当てはまる課題でもある。日本企業や日本政府内部でも同様な問題を大なり小なり抱えているとは思いますが、現地政府は、もっと利用者側との接点を多くしてユーザーからの意見を吸い上げ反映させる積極的な体制を築き上げることが将来のシステム構築につながるものと思われる。単に画面にお問合せ窓口を紹介するだけでなく、ユーザー会合の設立を提案したい。

(参考資料)

タイ王国工業所有権情報センター協力事業終了時評価報告書

2000年2月 国際協力事業団鉱工業開発協力部

(2018年7月30日受理)